

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水貯蔵タンク用加熱コイルに補助蒸気を通気時、加熱コイルの破損が認められたため、当該コイルを点検補修。	G	
2	1号機	復水脱塩装置復水脱塩塔(C)入口流量計において、指示不良(待機時指示あり)が認められたため、当該計器を点検補修。	G	
3	2号機	第2給水加熱器(B)水位計器入口弁点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換。	G	
4	2号機	第2給水加熱器(C)水位計器入口弁点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換。	G	
5	2号機	第4給水加熱器(A)水位計器入口弁点検時、弁棒に腐食が認められたため、当該弁棒を交換。	G	
6	2号機	原子炉隔離時冷却系タービン制御用リモートサーボ点検時、サーボピストンに腐食が認められたため、当該部を補修。	G	
7	2号機	非常用ディーゼル発電機(B)始動空気通気時、No18始動空気枝管の継手部から空気もれが認められたため、当該部を交換。	G	
8	2号機	タービングランド蒸気系蒸化器ドレンタンク水位計点検時、計器精度の基準値外れ(精度3倍超え)が認められたため、当該計器を交換。	G	
9	4号機	海水熱交換建屋南側スチームドレン(非放射性ドレン)サンプポンプ(B)組立て時、シャフトスリーブを上下逆に挿入したことから、引き抜こうとしたが、シャフトにシャフトスリーブがかじりシャフトを損傷させたため、対応検討。	G	